

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示
揭示文兼説明書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部「東京北エリア管内団地基本設計等業務」に係る手続き開始の公示に基づく技術提案書の特定等については、関係法令に定めるもののほか、この揭示文兼説明書によるものとする。

1 手続き開始の揭示日

令和7年4月1日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 本部長 井添 清治
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

3 業務概要

(1) 業務名

東京北エリア管内団地基本設計等業務（以下「本業務」）

(2) 業務内容

UR賃貸住宅建設に関する以下の設計等業務

- ・ 基本設計業務（建築、設備、土木、造園）
- ・ 工事費算定図作成業務（建築、設備、土木、造園）
- ・ 積算業務（建築、設備、土木、造園）
- ・ その他上記に係る追加業務

詳細は、「東京北エリア管内団地基本設計等業務 特記仕様書」（以下、「仕様書」）による。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日 ～ 令和10年2月28日

① 第1次指定部分 令和8年7月31日まで

基本設計業務の完了

② 第2次指定部分 令和9年1月29日まで

工事費算定図作成業務の完了

③ 第3次指定部分 令和9年5月31日まで

数量積算業務の完了

(4) 業務内容の説明

本業務の業務内容詳細及び成果物は、仕様書のとおり。

概要については、仕様書を参照。

なお、仕様書、別添1～4、様式（電子データ含む）については下記にて交付する。

1) 交付場所：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー18階

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
技術監理部 企画第1課 電話 03 - 5323 - 2172

2) 交付期間：令和7年4月2日（火）から令和7年4月25日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

交付にあたっては、事前に上記交付場所へ日時を連絡うえ、記名押印した「機密保持に関する確認書」（別紙）を持参すること。

（5）BIM活用について

本業務は、設計BIMの活用を推奨する業務である。

設計BIMに係る実施内容は、あらかじめ機構が提示するEIR（BIM業務仕様書）の選択項目から、競争参加者が活用可能な項目について技術提案（契約前BEP（BIM実行計画書））を行い、採用を決定した項目について契約後BEPを作成の上、実施するものとする。なお、BIM活用を競争参加要件とはしていないので留意すること。

提出された契約前BEPは、受注者決定後、提出者名を伏せた形で、今後のBIM活用に係る調査に使用するものとする。

なお、本業務は、国土交通省の実施する建築BIM加速化事業の対象となる。建築BIM加速化事業の詳細、申請手続き等については、建築BIM加速化事業実施支援室のホームページにおいて確認すること。

4 競争参加資格

技術提案書の提出者は、（1）に掲げる資格を満たしている単体企業又は（2）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。また、（3）に掲げる基準を満たす予定管理技術者、予定主任技術者を本業務に配置できること。

（1）単体企業

- ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- ② 当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業種区分の認定を受けていること。
- ③ 当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
（詳細は、機構HP→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「当機構で使用する標準契約書等について」→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）
- ⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑥ 元請として受注し、平成22年度以降に契約履行が完了した業務Ⅰ（※1）又は業務Ⅱ（※1）の実績を有すること。ただし、設計共同体であった場合は出資比率が50%以上のものとする。

(2) 設計共同体

- ① 「競争参加者の資格に関する公示」(令和7年4月1日付け東日本賃貸住宅本部長公示)に示すところにより、東日本賃貸住宅本部長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けていること。
- ② 設計共同体の代表者、その他の構成員ともに(1)①～⑤に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であること。
- ③ 設計共同体の代表者は(1)⑥に掲げる実績を有すること。

(3) 配置予定技術者等

以下の①から⑩に掲げる要件を満たす技術者を当該業務に配置できること。

- ① 管理技術者(※2)及び各主任技術者(※3、※4)は、次の資格及び業務実績があること。なお、管理技術者及び意匠主任技術者の業務実績は再委託による実績は不可とする。管理技術者及び意匠主任技術者以外の主任技術者の実績は、再委託による実績でも可とする。
 - イ 管理技術者は、一級建築士の資格を有し、管理技術者又は主任担当技術者又はどちらかに準ずる立場で業務Ⅱまたは業務Ⅲ(※1)のいずれかの建築設計の実績があること。
 - ロ 意匠主任技術者は、一級建築士の資格を有し、業務Ⅱ又は業務Ⅲのいずれかの建築設計の実績があること。
 - ハ 構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有し、業務Ⅱ又は業務Ⅲのいずれかの構造設計の実績があり、かつ平成22年度以降に完了した建築基準法第20条第一号により国土交通大臣の認定を受けた設計実績があること。
 - ニ 電気設備主任技術者は、設備設計一級建築士の資格を有し、業務Ⅱ又は業務Ⅲのいずれかの電気設備設計の実績があること。
 - ホ 機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士の資格を有し、業務Ⅱ又は業務Ⅲのいずれかの機械設備設計の実績があること。
 - ヘ 土木主任技術者は、技術士((総合技術監理部門又は建設部門)、RCCMのいずれかの資格を有すること。
 - ト 造園主任技術者は、技術士((総合技術監理部門または建設部門(都市及び地方計画、建設環境))、RCCM(造園、都市計画及び地方計画)のいずれかの資格を有すること。
 - チ 建築積算主任技術者は、建築積算士、建築コスト管理士のいずれかの資格を有し、「公共住宅建築工事積算基準」又は「公共建築工事積算基準」に基づく積算業務の実績を有すること。
- ② 管理技術者及び意匠の主任技術者は、参加表明書及び技術提案書の提出者の組織に所属し、恒常的な雇用関係があること。なお、雇用関係がないことが判明した場合は、虚偽の記載として取り扱う。
- ③ 管理技術者及び各主任技術者は、それぞれ1名であること。
- ④ 管理技術者は主任技術者を、また各主任技術者は他の分野の主任技術者を兼任できない。

- ⑤ 管理技術者及び各主任技術者の業務実績については、完了した業務のうち業務着手から完成引渡しまでの過半の期間に従事していることを要件とする。
- ⑥ 参加表明書に記載された管理技術者及び主任技術者については、変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、当機構が認めた場合はこの限りではない。
- ⑦ 意匠分野のうち、積算等に関する業務を除く業務を再委託しないこと。
- ⑧ 業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が当機構の建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑨ 同一の者が単体企業又は設計共同体の構成員として、複数の参加表明書を提出しないこと。
- ⑩ 参加表明書及び技術提案書の提出者が、他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所となっていないこと。
- ⑪ 設計共同体の場合は、以下の要件を満たしていること。
 - イ 設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
 - ロ 管理技術者は、設計共同体の代表者に所属していること。
 - ハ 一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。

※1 業務実績Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは以下によるものとし、それぞれ別業務であること。

業務Ⅰ：平成22年度以降に契約履行が完了した「高さ60mを超え、かつ住戸数400戸以上の建築物」又は「高さ60mを超え、かつ共同住宅部分に係る床面積が30,000㎡以上の建築物」の建築等設計業務
 （上記の条件を満たせば、他用途との複合建築物も可とする。以下、同様）
 （「共同住宅」とは、令和6年国土交通省告示第八号（以下、告示八号という）別添二第六号とする。以下、同様）
 （「共同住宅部分に係る床面積」とは、共同住宅部分に係る専用部、共用部の床面積をいう。以下、同様）

業務Ⅱ：平成22年度以降に契約履行が完了した「高さ60mを超え、かつ住戸数200戸以上の建築物」又は「高さ60mを超え、かつ共同住宅部分に係る床面積が20,000㎡以上の建築物」の建築等設計業務

業務Ⅲ：平成22年度以降に契約履行が完了した「高さ60mを超え、かつ共同住宅の用途を含む建築物」の建築等設計業務

※2 「管理技術者」とは、「建築設計業務請負契約書」（詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等について→建築設計業務委託契約書、を参照）第15条の定義による。

※3 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。なお、意匠の主任技術者は原則、設計の定例会議に毎回出席するものとする。

※4 各主任技術者の分担業務は下記による。

分担業務	業務内容
意 匠	告示八号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」のうち、外構を除いたもの
構 造	同上「構造」に係るもの
電 気 設 備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機 械 設 備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの
建 築 積 算	建築積算に係るもの
土 木	土木に係るもの
造 園	造園に係るもの

※5 建築士法による登録を行っているものであること。

※6 (公社)日本技術士会に登録を行っているものであること。

※7 (一社)建設コンサルタント協会に登録を行っているものであること。

※8 (公社)日本建築積算協会に登録を行っているものであること。

5 競争参加資格の確認

上記4(1)②の認定を受けていない単体企業又は上記4(2)①に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も次に従い申請書及び資料を提出することができる。

この場合において、上記4(1)①及び③から⑥に掲げる事項を満たしているとき又は上記4(2)①の設計共同体としての資格の認定以外の要件を満たしているときは、技術提案書の提出の時に上記4(1)②又は上記4(2)①に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

（一般競争参加資格の申請）

① 申請期間：令和7年4月1日（火）から令和7年4月15日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

② 申請方法：当機構HPを参照「<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>」

問合せ先：15(2)に同じ。

なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

6 技術提案書の提出者を選出するための評価基準

提出された参加表明書をもって、評価を行いその評価値によって選定する。評価項目、判断基準、ならびに評価の配点は以下の通りとする。

評価項目	評価の着眼点		配点	
		判断基準		小計
企業の業務経歴及び能力	業務実績	4 (1) ⑥に掲げる業務実績について、 ① 業務Ⅰの実績を3件以上有する。 ② 業務Ⅰの実績を2件有する。 ③ 「業務Ⅰの実績を1件、かつ業務Ⅱの実績を1件以上」又は「業務Ⅱの実績を2件以上」有する。 ④ 上記以外 ※設計共同体申込の場合は、代表者・構成員の合算にて評価する。 ※設計共同体での業務実績は、出資比率が50%以上のものに限る。	① 20点 ② 12点 ③ 4点 ④ 0点	20
	技術的能力	① 一級建築士を10人以上、かつ構造設計一級建築士を5人以上、かつ設備設計一級建築士を機械、電気担当各2人以上、かつ技術士またはRCCM有資格者を土木、造園担当各1名以上有する。 ② 一級建築士を10人以上、かつ構造設計一級建築士を3人以上、かつ設備設計一級建築士を機械、電気担当各1人以上、かつ技術士またはRCCM有資格者を土木、造園担当各1名以上有する。 ③ 一級建築士を5人以上、かつ構造設計一級建築士を1人以上、かつ設備設計一級建築士を機械、電気担当各1人以上、かつ技術士またはRCCM有資格者を土木、造園担当各1名以上有する。 ④ 上記以外 ※設計共同体申込の場合は、代表者・構成員の合算にて評価する。	① 8点 ② 4点 ③ 1点 ④ 0点	8
	その他	次に掲げるいずれかの認定を、 ① 受けている。 ② 受けていない。 ・女性の職業生活における活躍推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等 （えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等） 注1 ・次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）に基づく認定 （くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業） 注2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律（以下、「若者雇用促進法」という。） （ユースエール認定企業） 注3 ※設計共同体申込の場合は、全ての構成員がいずれかの認定を受けている場合に評価する。	① 2点 ② 0点	2

予定技術者の経験及び能力	管理技術者		4（１）⑥又は4（３）①に掲げる業務いずれかの実績について、 <u>管理技術者又は主任担当技術者又はどちらかに準ずる立場として、</u> ① 意匠設計の業務Ⅱの実績を2件有する。 ② 意匠設計の業務Ⅱの実績を1件有する。 ③ 意匠設計の業務Ⅲの実績を2件有する。 ④ 意匠設計の業務Ⅲの実績を1件有する。	①18点 ②12点 ③6点 ④0点	18
	主任技術者の資格・経験	建築意匠	4（１）⑥又は4（３）①に掲げる業務いずれかの実績について、 <u>管理技術者又は主任担当技術者又はどちらかに準ずる立場として、</u> ① 意匠設計の業務Ⅱの実績を2件有する。 ② 意匠設計の業務Ⅱの実績を1件有する。 ③ 意匠設計の業務Ⅲの実績を2件有する。 ④ 意匠設計の業務Ⅲの実績を1件有する。	①18点 ②12点 ③6点 ④0点	18
		建築構造	4（１）⑥又は4（３）①に掲げる業務いずれかの実績について、 <u>管理技術者又は主任担当技術者又はどちらかに準ずる立場として、</u> ① 構造設計の業務Ⅱの実績を2件有する。 ② 構造設計の業務Ⅱの実績を1件有する。 ③ 構造設計の業務Ⅲの実績を2件有する。 ④ 構造設計の業務Ⅲの実績を1件有する。	①12点 ②9点 ③6点 ④0点	12
		電気設備	4（１）⑥又は4（３）①に掲げる業務いずれかの実績について、 <u>管理技術者又は主任担当技術者又はどちらかに準ずる立場として、</u> ① 電気設備設計の業務Ⅱの実績を2件有する。 ② 電気設備設計の業務Ⅱの実績を1件有する。 ③ 電気設備設計の業務Ⅲの実績を2件有する。 ④ 電気設備設計の業務Ⅲの実績を1件有する。	①6点 ②4点 ③2点 ④0点	6
		機械設備	4（１）⑥又は4（３）①に掲げる業務いずれかの実績について、 <u>管理技術者又は主任担当技術者又はどちらかに準ずる立場として、</u> ① 機械設備設計の業務Ⅱの実績を2件有する。 ② 機械設備設計の業務Ⅱの実績を1件有する。 ③ 機械設備設計の業務Ⅲの実績を2件有する。 ④ 機械設備設計の業務Ⅲの実績を1件有する。	①6点 ②4点 ③2点 ④0点	6
		土木	4（１）⑥又は4（３）①に掲げる業務いずれかの実績について、 ① 土木設計の業務Ⅲの実績を2件有する。 ② 土木設計の業務Ⅲの実績を1件有する。 ③ 上記以外	①4点 ②2点 ③0点	4
		造園	4（１）⑥又は4（３）①に掲げる業務いずれかの実績について、 ① 造園設計の業務Ⅲの実績を2件有する。 ② 造園設計の業務Ⅲの実績を1件有する。 ③ 上記以外	①4点 ②2点 ③0点	4
	建築積算	① 「公共住宅建築工事積算基準」または「公共建築工事積算基準」に基づく積算業務に従事した実績を2件有する。 ② 上記以外	①2点 ②0点	2	
評価点合計					100点

※：管理技術者及び各主任担当技術者の業務実績については、完了した業務のうち業務着手から完成引渡しまでの過半の期間に従事していることを要件とする。

注1 女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第12条又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。

注2 次世代法第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

注3 若者雇用促進法第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

7 参加表明書の留意事項

（1）作成方法

「参加表明書作成要領」(別添1)のとおりとする。

（2）参加表明書の提出期間及び提出場所

提出期間：令和7年4月2日（水）から令和7年4月25日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで。

提出場所：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー18階
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 技術監理部 企画第1課
電話 03 - 5323 - 2172

提出部数：2部

提出方法：提出予定日の2営業日前までに提出日時を機構担当者と調整のうえ、持参すること。郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）の場合は提出場所を宛先とし、提出期間内必着とする。

（3）選定・非選定通知

① 参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として、基準を満たす参加表明者が5者以上の場合は5者程度、基準を満たす参加者が5者未満の場合は当該者数を選定する。技術提案者の提出者として選定した者については令和7年5月21日（水）に郵送（同日発送）する書面にて通知する。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面により通知する。

② 上記①の非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）することにより、契約担当役に対して非選定理由について説明を求めることができる。

③ 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含む）以内に書面により行う。

④ 非選定理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおり

受付場所：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 総務部 調達管理課
電話 03-5323-2572

受付日時：令和7年5月22日（木）から令和7年5月30日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで。

8 技術提案書を特定するための評価基準

提出された技術提案書をもって評価を行いその評価値によって特定する。技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価の配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		配点	
		判断基準		小計
「企業の業務経歴及び能力」、 「予定技術者の経験及び能力」 【15】	業務Ⅰ、業務Ⅱ、業務Ⅲの実績等	「6 技術提案書の提出者を選出するための評価基準」の評価点×15／100	15 点	15
業務実施計画 【8】	工程計画・動員計画の妥当性		8 点	8
業務の実施方針 【32】	業務の理解度及び取組意欲 (なお、BIM活用をする場合は、BEP（BIM 実行計画書）がEIR（BIM 業務仕様書）に適合し、業務のデジタル化、BIM活用も見据え、業務ワークフロー上での工夫、成果物の品質向上、機構との打合せの効率化に適切で具体的な記述がある場合、優位に評価する。)		8 点	32
	設計体制の整備と設計スケジュール管理等の考え方 (なお、BIM活用をする場合は、BEP（BIM 実行計画書）がEIR（BIM 業務仕様書）に適合し、BIM の積極的な活用を実施するために、経験豊かな BIM マネージャの配置（再委託可）や、職種間調整のマネジメントに資する体制が確保される場合には、優位に評価する。)		8 点	
	性能と設計の品質確保の考え方		8 点	
	建設のコスト縮減及び工事工期短縮のための考え方		8 点	
技術提案を求めるテーマ【45】	[テーマ1] 立地や周辺環境を考慮した魅力ある景観形成の考え方の提案（※9）		20 点	45
	[テーマ2] UR賃貸住宅としての基本的な居住性能に加え付加価値向上に資する考え方の提案（※9）		20 点	
	[テーマ3] BIM活用について、的確性と実現性のある提案（※9）		5 点	
評価点合計 100 点				

※9 技術提案を求めるテーマにおいては、提案の的確性(与条件との整合性が取れているか等)・独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)・実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を評価する。詳細は、「技術提案書作成要領」(別添2)を参照すること。

9 技術提案書の留意事項

(1) 基本事項

① 技術提案書の無効

プロポーザルは、当該業務の具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

② 業務量の目安

本業務に係る業務量の目安については、手続き開始の掲示日から9(6)⑥の質問に関する回答閲覧終了時まで閲覧できるものとする。閲覧にあたっては、事前に上記7(2)へ日時を連絡すること。

(2) 作成方法

「技術提案書作成要領」(別添2)のとおりとする。

(3) 技術提案書の提出期間、提出場所

提出期間：令和7年5月22日(木)から令和7年7月3日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで。

提出場所：上記7(2)に同じ

提出部数：2部及び電子媒体(CD-R等)

提出方法：提出日の2営業日前までに提出日時を機構担当者と調整のうえ、持参すること。

郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る。)の場合は提出場所を宛先とし、提出期間内必着とする。

(4) 技術提案書のプレゼンテーション及び質疑応答

① 以下のとおり技術提案書の内容について、プレゼンテーションを実施すること。

実施場所：独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

実施日：令和7年7月8日(火)

予備日：令和7年7月9日(水)

出席者：配置予定の管理技術者又は意匠主任担当技術者

- ・上記に示す実施日に配置予定の管理技術者又は意匠主任担当技術者の都合が合わない場合は、令和7年5月30日(金)までに機構と協議のうえ、予備日に変更できるものとする。
- ・プレゼンテーションでは上記8 評価項目について、質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。

② プレゼンテーションの日時、会場、留意事項等は、技術提案書の提出者の選定時に通知する。

③ プレゼンテーションについては、機構の都合により、日時、場所の変更、実施の中止をする場合がある。

(5) 技術提案書が無効となる要件

- ① 提出期間、提出場所、提出方法に適合しないもの。
- ② 作成要領に指定する作成様式又は記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

- ⑤ 許容される表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 質問及び回答
 - ① 仕様書及び技術提案書に関する質問は、「技術提案書作成要領」(別添2)に掲げる書式により書面及び電子媒体で提出すること。
 - ② 仕様書及び技術提案書に関する質問がない場合は質問書の提出は不要。また、本業務に関係のないと判断される質問は、回答しない。
 - ③ 質問書を提出する場合は、提出日の2営業日前までに提出日時を機構担当者と調整のうえ、持参すること。郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る。)の場合は提出場所を宛先とし、受付期間内必着とする。なお、口頭・電話・FAXによる質問は受け付けない。
 - ④ 受付日時：令和7年4月2日(水)から令和7年5月26日(月)までの午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで。
 - ⑤ 提出場所：上記7(2)に同じ
 - ⑥ 回答閲覧日時：令和7年6月16日(月)から令和7年7月2日(水)までの午前10時から午後4時まで。
 - ⑦ 回答閲覧場所：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー18階
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
技術監理部 企画第1課受付

(7) 特定・非特定通知

- ① 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。技術提案書を特定した者には、令和7年7月29日(火)に郵送(同日発送)する書面にて通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を同じく書面により通知する。
- ② 上記①の非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、契約担当役に対して非特定理由について説明を求めることができる。
 - ・受付場所：7(3)に同じ
 - ・受付日時：令和7年7月30日(水)から令和7年8月7日(木)までの土曜日、日曜日を除く午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで。
 - ・提出方法：書面(様式は自由)を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る。)により提出。
- ③ 上記②の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日(休日を含む。)以内に説明を求めたものに対し書面により行う。

10 支払条件

前払金30%以内、部分払い及び完成払いとする。

11 再委託

再委託の取り扱いについては、仕様書のとおりとする。

12 見積り合せの日時及び場所並びに入札書の提出方法

日 時：令和7年8月25日（月）午前10時00分（予定）

場 所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 入札室

提出方法：持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

13 契約保証金

請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否については、作成を要する。なお、標準契約書については、当機構ホームページ掲載の「建築設計業務請負契約書」による。
- (3) 参加表明書・技術提案書の作成及びその提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び特定した技術提案書は返却しない。なお、特定後、特定しなかった技術提案書でBIMの活用を前提とした設計図書の作成及び納品等の試行実施の当機構内部での調査（以下「BIM調査」という。）の基礎資料として提供可能な場合は、提出者に確認の上、必要な範囲で複写を行う。また、特定しなかった技術提案書は破棄するが、提出時に返却を希望した者に限り返却する。返却を希望する場合は、その旨技術提案書の下欄に記載し、返信用封筒として、所要の切手を貼り、提出者の住所、企業名、担当部署、担当者名を記載し提出すること。
- (5) 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定、技術提案書の特定及び特定後のBIM調査以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、技術提案書の提出者の選定又は技術提案書の特定を行う場合に、必要な範囲において複製することがある。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 提出期間以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した本業務の配置予定の技術者は、特別の事由があると認めた場合を除き、変更することはできない。
- (7) 同一の者が、複数の参加表明書を提出した場合には、これらの参加表明書は無効とする。
- (8) 参加表明を行ったものが、他の参加表明書提出者の協力事務所となることはできない。
- (9) 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合には、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (10) 特定通知を受けた者が参加辞退する場合には、不誠実な行為とみなす場合がある。
- (11) 特定された技術提案書の内容については、当機構と協議の上、本業務の仕様書に反映するものとする。技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。
- (12) 業務Ⅰ、業務Ⅱ、業務Ⅲの実績については、日本国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所（４（１）②

の参加資格で記載する本店所在地のことをいう。)を有する建設コンサルタント等にあつては、日本国における業務の実績をもって判断するものとする。

- (13) 本業務を受注した建設コンサルタント(設計共同体の各構成員、再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。)及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面等において関連がある製造業者又は建設業者は、本業務に係る建設工事の受注資格を失う。

ただし、本業務を受注した者が、当団地に係る他の設計業務を受注することは妨げない。

- (14) 情報公開の取組

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了解願います。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日 契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

(15) 個人情報等の保護に関する特約条項

別添 3 の資料については、内容を確認の上契約時に作成し提出すること。

(16) 外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

別添 4 の資料については、内容を確認の上契約時に作成し提出すること。

15 担当本部等

(1) 申請書及び資料について

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号 新宿アイランドタワー18 階

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 技術監理部 企画第 1 課

電話 03 - 5323 - 2172

(2) 令和 7・8 年度の競争参加資格について

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号 新宿アイランドタワー19 階

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 総務部 調達管理課

電話 03 - 5323 - 2572

以 上

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

(住 所)

(会社名)

(代表者名) 印

機密保持に関する確認書

当社は、「東京北エリア管内団地基本設計等業務」への参加検討のため、貴機構より開示される対象施設の詳細情報について、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

1. 当社は、貴機構より開示される詳細情報に関する資料、図面、データその他の情報及び閲覧資料、その他（以下「機密情報」といいます。）について、その機密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
2. 当社は機密情報を本件参加検討以外の目的には使用しません。また、本確認書の存在及び内容に関し貴機構と当社の間で検討が行われている事実についても機密情報として扱い、本確認書に定める機密保持義務を負うものとします。
3. 当社は、貴機構の書面による事前の許可なくして機密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次に該当する場合についてはこの限りではありません。

イ 司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続、指導、要求等により機密情報の開示を請求された場合

ロ 本件参加検討のために必要な当社及び当社の関連会社の役員及び従業員、本件参加検討に必要な保険、融資又は信託設定の依頼先、並びに弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士及び設計会社・調査会社等の専門家に対し、本確認書と同等の機密保持義務を課した上で機密情報を開示する場合

4. 次に記載する情報については本確認書に定める機密情報に該当しないものとします。

イ 貴機構により開示された時点で、既に公知の情報

ロ 貴機構により開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報

ハ 貴機構に対して機密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報

5. 当社は、本件参加検討が終了した場合又は本件参加検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴機構より開示された資料、図面、データその他の情報及び資料を直ちに貴機構に返還し又は破棄するものとします。
6. 当社は、本確認書に違反した結果貴機構に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。
7. 当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

以 上

(ご担当者様のご連絡先)

御部署

御氏名

Tel) — — Fax) — —

※本書面の押印については、実印若しくは当機構に届出をしている使用印を用いることとし、印鑑証明書（提出日の3か月以内発行）若しくは届出書類の写しを添付すること。

競争参加者の資格に関する公示

「東京北エリア管内団地基本設計等業務」に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年4月1日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治

1 業務概要

(1) 業務名

東京北エリア管内団地基本設計等業務

(2) 業務内容

UR賃貸住宅建設に関する以下の設計等業務

- ・ 基本設計業務（建築、設備、土木、造園）
- ・ 工事費算定図作成業務（建築、設備、土木、造園）
- ・ 積算業務（建築、設備、土木、造園）
- ・ その他上記に係る追加業務

(3) 業務の詳細な説明

本業務の業務内容詳細及び成果物は、別途交付する「東京北エリア管内団地基本設計等業務 特記仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

2 申請の時期

令和7年4月1日（火）から令和7年4月15日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、令和7年4月1日（火）から令和7年4月15日（火）までに設計共同体としての資格を得ようとする者は末尾の様式を入手すること。

(2) 申請書の提出方法及び提出場所

提出方法：申請者は、申請書に本業務に係る設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所：〒163-1382

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー18階

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 技術監理部

企画第1課 電話 03-5323-2172

4 設計共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- ② 当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業種区分の認定を受けていること。
- ③ 当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間

中でないこと。

- ④ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

(詳細は、機構HP→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「当機構で使用する標準契約書等について」→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。)

- ⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の業務分担が、業務の内容により本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者は、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が別紙に示された「東京北エリア管内団地基本設計等業務△△・××設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も揭示文兼説明書により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)②の認定を受けていない構成員が4(1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)②の認定を受けていない構成員が、技術提案書の提出の時までに4(1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 設計共同体の名称は「東京北エリア管内団地基本設計等業務△△・××設計共同体」とする。

- (2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」(令和7年4月1日付け東日本賃貸住宅本部長公示)に示すところにより、技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

以 上

競争参加資格審査申請書

貴本部等で行われる「東京北エリア管内団地基本設計等業務」に関する業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている業種

(会社名)

登録業種名	登録番号	登録年月日	登録業種名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

登録等を受けている業種

(会社名)

登録業種名	登録番号	登録年月日	登録業種名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部長 殿

設計共同体名 東京北エリア管内団地基本設計等業務△△・××設計共同体

(代表者) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電 話

F A X

(構成員) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

記載要領

登録事業名の記入に当たっては、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の登録事業に限るものとする

東京北エリア管内団地基本設計等業務
△△・××設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 東京北エリア管内団地基本設計等業務に関する業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「設計業務に関する業務」という。）
- 二 前号に付随する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、東京北エリア管内団地基本設計等業務△△・××設計共同体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、 年 月 日に成立し、設計業務に関する業務の請負契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

- 2 設計業務に関する業務を受託できなかったときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該設計業務に関する業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 △△株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 ××株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、設計業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、設計の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等（破産の申立てがなされた場合その他事実上倒産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。）又は、解散した場合においては、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の設計業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇業務 △△株式会社
〇〇の〇〇業務 ××株式会社

- 2 前項に規定する分担業務の価格（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、設計業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別預金口座によっ

て取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 12 条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当共同体が設計業務に関する業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 18 条 当共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△株式会社他○社は、上記のとおり○○業務△△・××設計共同体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

住所

△△株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

住所

××株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

設計共同体協定書等作成の手引

設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする場合は、この手引きにより「競争参加資格審査申請書」、「設計共同体協定書」及び「委任状」を作成して下さい。

1 競争参加資格審査申請書

(1) 登録事業名、登録番号及び登録年月日

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の登録業種区分（「建築設計」の認定を受けていること。）、登録番号及び登録年月日を記入する。

(2) 日付

当該申請書の提出日とする。なお、設計共同体協定書もこれと同じ日付とする。

(3) 共同体名

設計共同体の構成員全員の社名を・（中点）で連ねた名称とする。なお、構成員の社名は、できるだけ省略する。

（例）「株〇〇〇建築設計事務所」と「株△△・××建築研究所」が構成員の場合は、
「〇〇〇・△△××設計共同体」とする。

2 設計共同体協定書

(1) 第2条（名称）

1 (3) の共同体名を記載する。

(2) 第3条（事務所の所在地）

事務所の所在地を記載する。

(3) 第4条（成立の時期及び解散の時期）

成立の時期は、1 (2) の日付を記載する。

(4) 第5条（構成員の住所及び名称）

設計共同体の構成員全員を記載する。なお、押印は不要です。

(5) 第6条（代表者の名称）

社名（商号又は名称）を記載する。

(6) 第8条（分担業務）

設計共同体の各構成員の分担業務を記載する。（一つの業務を複数の構成員で実施することがないように分担する。）

（例）「基本設計の総括責任者業務 株〇〇〇建築設計事務所」
「基本設計の主任技術者及び意匠業務 株△△・××建築研究所」

なお、第2項の規定は、当機構との間に請負契約を締結した設計共同体のみに適用され、当該設計共同体には、別途、分担業務の価額を定める協定書を作成していただき、契約書の提出時に併せて提出していただきます。

(7) 第11条（取引金融機関）

設計共同体としての取引銀行名を記載する。

(8) 協定書の作成部数等

① 「株式会社〇〇他〇社」は、設計共同体の代表者構成員の社名と代表者以外の構成員の数を記載する。

② 「〇通」は、設計共同体の構成員全員の数を記載する。

なお、当該協定書は、当機構への提出用として、記載した数に1通（記名押印の上）を加えた部数を作成して下さい。

(9) 協定締結日

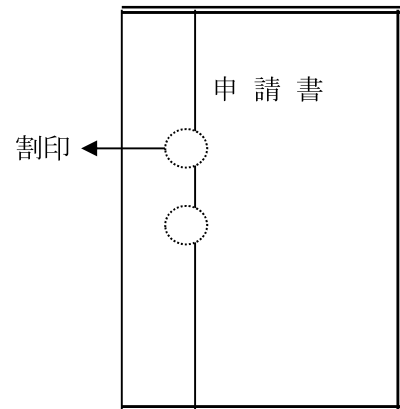
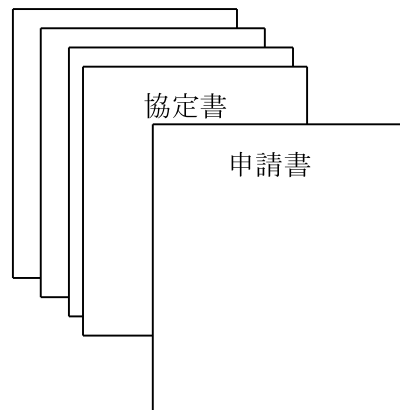
1 (2) の日付を記載する。

3 綴り方

1、2で作成した書類（分担業務の価額を定める協定書を除く）は、下図のように①競争参加資格審査申請書、②設計共同体協定書の順で一緒に綴り、左側を袋とじし、袋とじの境目（表と裏）に設計共同体の構成員全員の割印（袋とじにした場合、各ページ間の割印は不要）を押して下さい。

なお、これらの書類に収入印紙を貼付する必要はありません。

（綴り順）



（イ） 袋とじの境目に構成員全員の割印を

押してください。（裏側も同様）

（ロ） 各ページ間の割印は必要ありません。

4 委任状

- （1） 構成員の住所、商号又は名称及び代表者氏名
設計共同体の構成員全員を記載する。
- （2） 代表者の住所、商号又は名称及び代表者氏名
設計共同体代表を記載する。

5 提出

3の書類は参加表明書提出時に、4の書類は見積もり合わせ当日に、2(6)にある分担業務の価格を定める協定書は契約時に、それぞれご提出ください。

以 上

△△・××設計共同体協定書第8条に基づく協定書

〇〇業務に関する業務については、△△・××設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

〇〇の業務 △△株式会社 〇〇円

〇〇の業務 ××株式会社 〇〇円

〇〇株式会社他〇社は上記のとおり分担業務額を定めたので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

〇〇業務△△・××設計共同体

代表者 住所

△△株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

住所

××株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

競争参加資格認定通知書

業 務 名 ○○業務

郵便番号

住 所

宛 名

代 表 者

殿

登録番号 _____

受付番号 _____

令和○年○月○日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部本部長 井添 清治 印

先に申請のあった標記の資格について、次のとおり資格があることを認定しましたので、通知します。

業 種 区 分	
---------	--

有効期限 認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

なお、この通知書受領後に競争参加資格審査申請書の記載事項又は営業所の変更があった場合若しくは合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出てください。

競争参加資格認定通知書

業 務 名 ○○業務
郵便番号
住 所
宛 名
代 表 者

殿

登録番号 _____ 受付番号 _____

令和○年○月○日
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部本部長 井添 清治 印

先に申請のあった標記の資格について、次の業種区分については資格がないと認定しましたので、
通知します。

業 種 区 分	
---------	--

委 任 状

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

設計共同体 住 所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名

印

設計共同体 住 所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名

印

私は、次の設計共同体代表者を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部との〇〇業務に関する業務について、下記の権限を委任します。

受 任 者 住 所
設計共同体代表 商号又は名称
代表者氏名

印

(委任事項)

1. 見積及び入札について
2. 契約に関すること
3. 支払金の請求及び領収について

以 上